
東部市税事務所電気配線・放送設備設置等業務
＜業務仕様書＞

令和7年（2025年） 7月

札幌市財政局税政部税制課

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市財政局税政部が実施する「東部市税事務所電気配線、放送設備設置等業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果品の著作権人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

3 受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

2 業務の概要

仮庁舎へ移転する東部市税事務所事務室におけるシステム機器、プリンタ、サーバ機器、その他機器への電気配線図面作成と電気配線作業を行う。また2階休憩室、会議室への照明スイッチ設置、2・3階の必要箇所への照明増設を行う。

館内放送設備の設置・設定、それに伴うスピーカー配線、ネットワーク配線及びその他付随する業務等を行う。

(1) 業務対象範囲

札幌市東部市税事務所仮庁舎（札幌市厚別区大谷地東2丁目4-30 大谷地アドバンシービル）

(2) 業務の内容

＜全般における共通留意事項＞

委託者と調整を行う現場責任者、ネットワーク責任者を定め（受託者所属正社員であること）、委託者に文書で通知すること。様式は特に定めないが、受託者の所在地、代表者氏名及び本業務名並びに現場責任者及びネットワーク責任者の氏名を必ず記載し、契約締結日から1週間以内に提出すること。

また、本業務においては、個人情報を取り扱う部署での調査・検討作業等が発生するとともに、将来的にオフィス環境の改善検討が必要になることも想定されることから、セキュリティを考慮した運用及び個人情報保護に関する資格（※1）並びにオフィス環境整備等についての適正化に関する資格（※2）を有する者を従事させること。ただし、困難な場合は資格を所有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。上記資格者は、「業務責任者指定通知書」に有資格者である旨を記載し、認定証のコピーを添付すること。

※1 個人情報保護士（一般財団法人全日本情報学習振興協会）等。

※2 認定ファシリティマネジャー資格（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）等。

ア 電気配線図面作成

受託者は、東部市税事務所事務室3階の電気配線図面を作成すること。D-netラック、GISサーバ機器、システム端末、プリンタ、複合機の電気容量を調査したうえで作成すること。システム端末、プリンタについては、種別がわかるよう色分けし図示すること。またその他電源が必要な機器（シュレッターなど）についても記載すること。図面は契約から1週間以内に作成し委託者の了承を得ること。（別添3～4参照）

イ 電気配線作業、TVアンテナケーブル配線

アで作成した図面に基づき3階事務室の電気配線作業を行うこと。放送機器収納庫へは非常放送時電源遮断用コンセントを用意すること。GISサーバ室への電源配線は、間仕切設置業者と打ち合わせの上、電子錠、入退室機器、監視カメラの電源を用意すること。

テナント分電盤の回路が足りない場合は、分電盤の増設も考慮し分岐開閉器はすべて漏電遮断器とすること。D-netラック、GISサーバラック、複合機、基幹システムプリンタは専用回線とする為、分電盤回路数は60回路用意すること。各デ

スクに必要な 0A タップはハーネスジョイントボックスを使用し、必要な個数は委託者の承認を得ること。必要な資材、0A タップは受託者が調達の上設置すること。

市税事務所長席横のミーティングテーブルに TV アンテナケーブルを 1 本配線すること。

ウ 照明スイッチ設置、ダウンライト設置

受託者は、別途業務発注している 2 階 A～D 会議室、男女休憩室の間仕切設置後に各部屋の照明スイッチを設置すること。作業日程については間仕切設置業者と打ち合わせの上作業を行うこと。

受託者は 3 階納税課相談コーナー 3 箇所へダウンライト（ERD9362W 相当）3 台増設すること。また 2 階の A～D 会議室、男女休憩室間仕切設置後に通路部分にダウンライト（ERD9362W 相当）9 台を設置すること。設置個所は委託者と十分打ち合わせの上決定すること。必要な照明器具は受託者が調達の上設置すること。

エ 館内放送設備の配置等

東部市税事務所事務室に別紙必要機器の設置を行うこと。また設置に伴い機器収納庫内機器（リモコンマイクロホン、プログラムチャイムユニット、システムアンプ、放送制御送信機）の配線を行うこと。また電源は非常放送時電源遮断用コンセントを利用すること。

別紙必要機器は受注者が調達すること。（別添 1～2 参照）

オ スピーカー設置・配線

2 階、3 階の事務室、会議室、書庫室、休憩室へスピーカーを 16 台設置すること。各スピーカー間と機器収納庫までのスピーカーケーブル配線を行うこと。設置位置については、レイアウトや間仕切などを考慮したうえで、適切な位置となるよう決定すること。

契約から 1 週間以内にスピーカー配線図面を提出し、委託者の承認をえたうえで、作業すること。（別添 3～4 参照）

カ ネットワークケーブル配線

別紙図面を参照の上、札幌市 D-net ラックからネットワークケーブルの配線を行うこと。（別添 3～4 参照）

キ 放送制御送信機の総合調整

設置設定後、中央市税事務所（放送制御受信機）との NW 伝送及び放送音量調整等の総合調整を行うこと。（別添 5 参照）

ク 業務工程表作成

受託者は、他業務の受注業者との工程調整を行ったうえで作業時間、工程を決定し業務工程表を作成すること。工程表は契約後 2 週間以内に作成し委託者の了承をえること。

工程決定後でも他業務の電源利用時期も考慮し柔軟に対応すること。

3 業務期間

業務着手の日から、令和 7 年 9 月 30 日までとする。

※ただし、実作業は令和 7 年 9 月 14 日までに完了すること。

4 成果品

● 業務計画書	1 部
● 業務責任者指定通知書	1 部
● 電気配線図面（契約から 1 週間以内）	1 部
● スピーカー配線図面（契約から 1 週間以内）	1 部
● 業務工程表（契約から 2 週間以内）	1 部
● 竣工図	1 部
● その他、委託者が必要と認めた資料	一式

5 特記事項

本業務の実施にあたり、下記項目に対し適切な配慮・対策等を行うこと。

(1) 法令順守

本業務の履行に当たっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

(2) 調査等について

業務遂行に当たり現地調査等を行う際は、業務に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者に十分配慮すること。

(3) 物品等の調達について

業務に必要な雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。

(4) 情報管理について

本業務ではシステム類の情報や個人情報を含む文書類を取り扱うため、現地調査の実施、成果品の作成の際には機密情報の保全に十分配慮すること。

(5) 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルートの短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。

(6) エコドライブの推進

アイドリングストップや暖機運転の短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

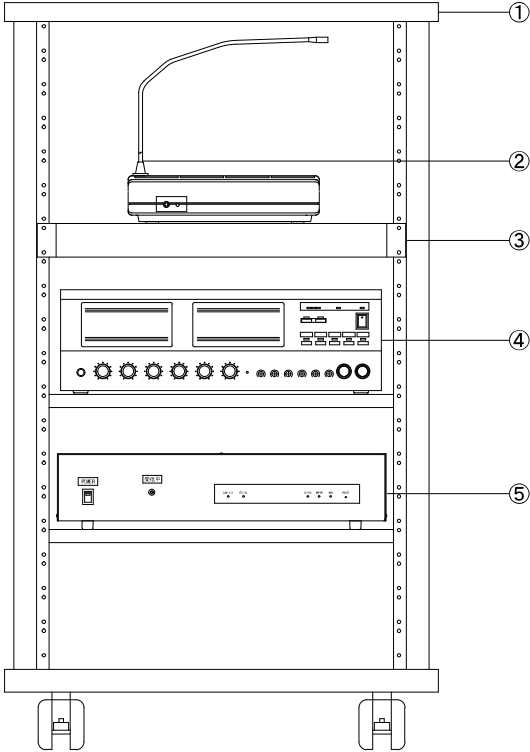
(7) 協議事項

その他、本業務の仕様がない不明点や疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議によって処理する。

別添 1

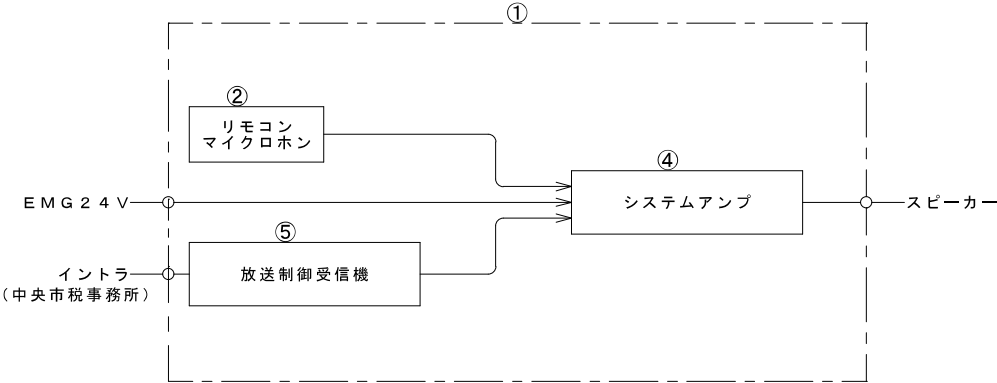
[illegible]

機器収納庫姿図

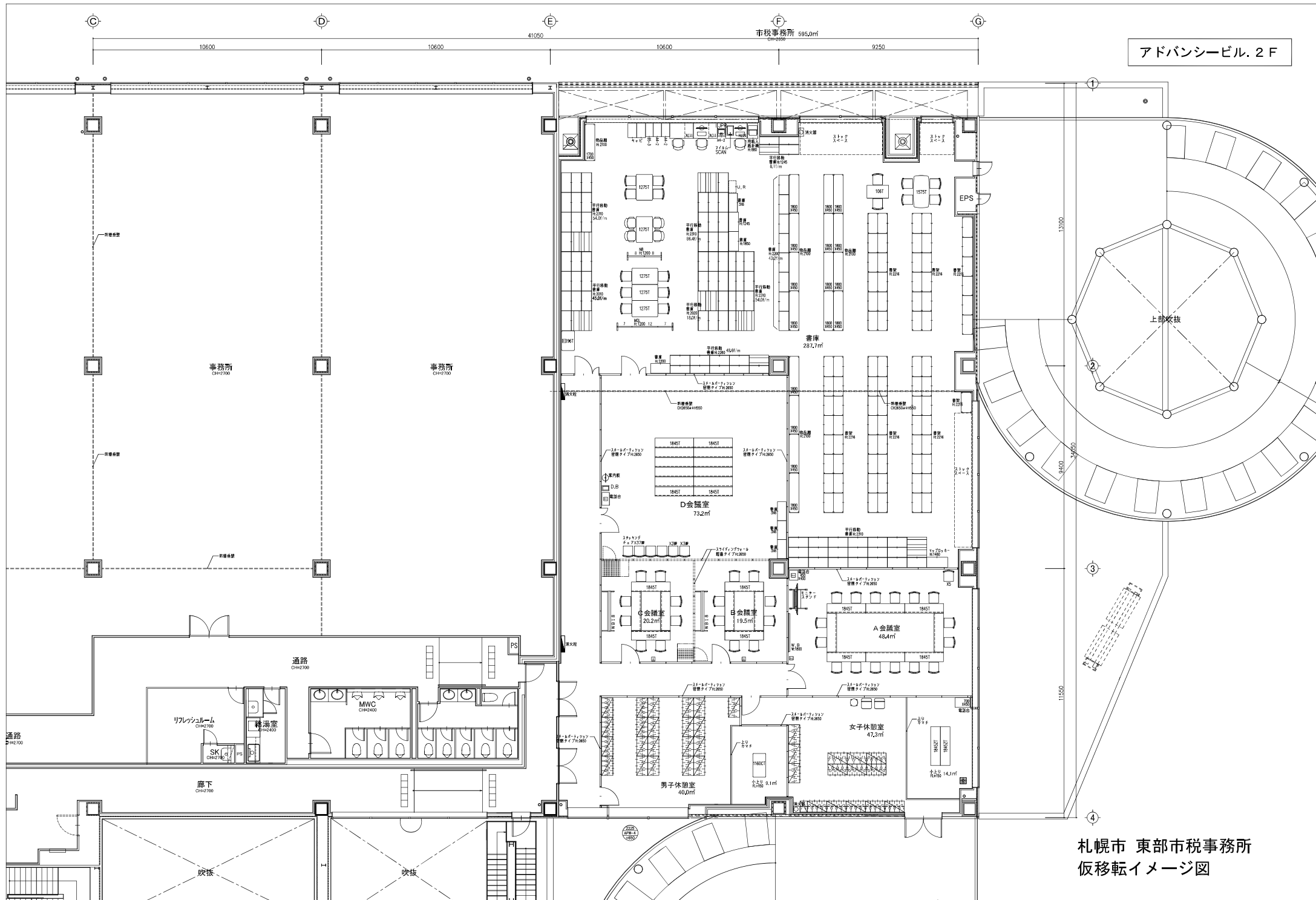


①	機器収納庫（棚板２段、スライド棚、スチール扉）
②	リモコンマイクロホン
③	スライド棚
④	システムアンプ（８０Ｗ）
⑤	放送制御受信機（ＮＸ－１００組込）

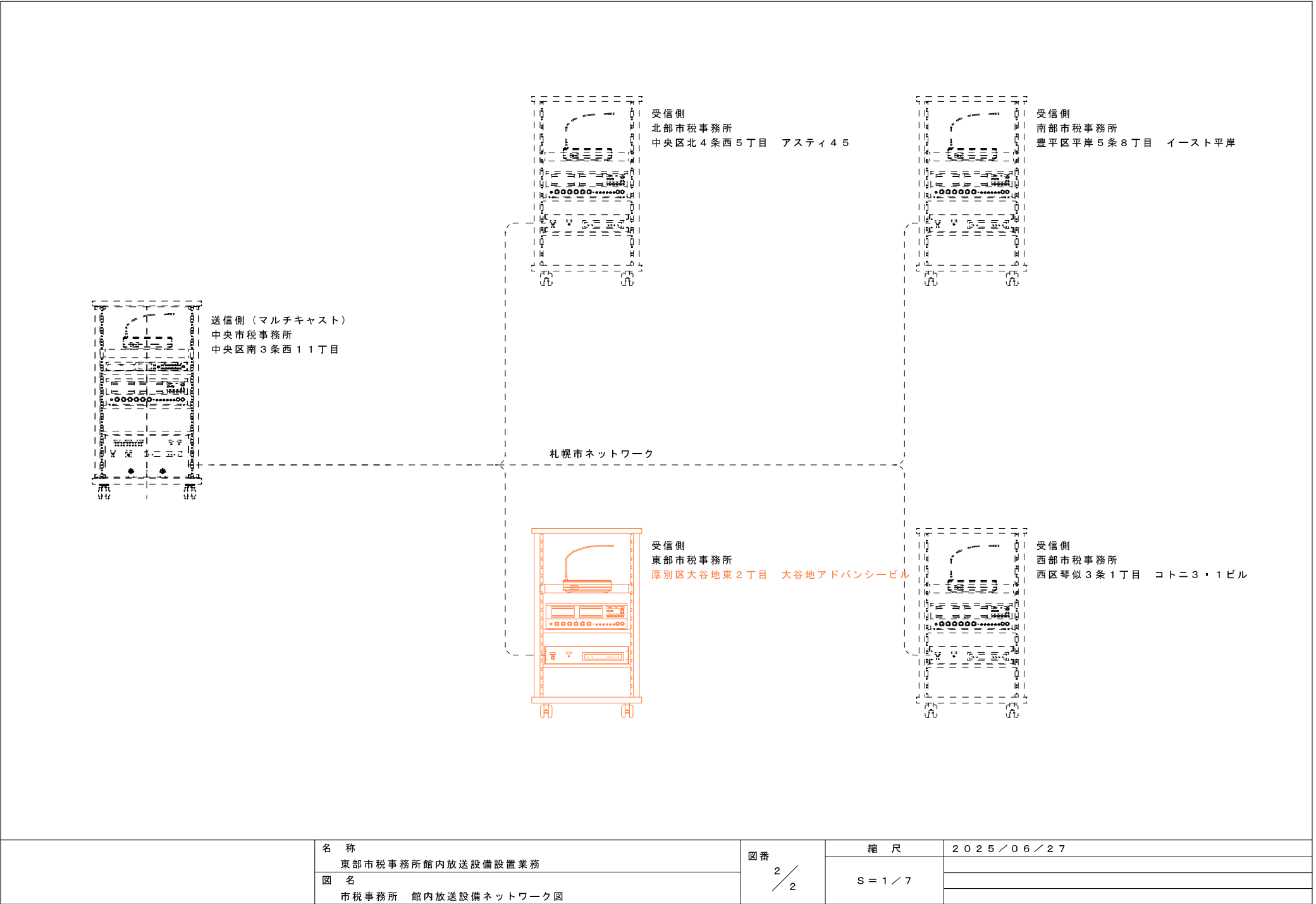
ブロック図



	件 名	図面番号 1 / 2	縮 尺	
	東部市税事務所館内放送設備設置業務			
	図面名 機器収納庫姿図・ブロック図			



札幌市 東部市税事務所
仮移転レイアウトイメージ図



	名 称	図 番 2 / 2	縮 尺	2 0 2 5 / 0 6 / 2 7
	東部市税事務所館内放送設備設置業務		S = 1 / 7	
	図 名			
	市税事務所 館内放送設備ネットワーク図			